

人員に関する基準

1 生活相談員の配置

基準

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例第 100 条第 1 項第 1 号】

事例

- ✓ 生活相談員不在の日がある。
- ✓ 生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めており、基準を満たしていなかった。

指導・ポイント

- 生活相談員を基準数以上、配置すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数に含めることはできない。

2 看護職員の配置

基準

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例第 100 条第 1 項第 2 号】

事例

- ✓ 看護職員が不在の日がある。
- ✓ 人員基準欠如における減算の対象となっていたにも関わらず、減算を行っていなかった。

指導・ポイント

- 看護職員を基準数以上、配置すること。
- 人員基準欠如の月及び減算の対象となる月を確認し、減算(過誤調整)を行うこと。

3 機能訓練指導員の配置

基準

機能訓練指導員 1 以上

【基準条例第 100 条第 1 項第 4 号】

事例

- ✓ 機能訓練指導員が配置されていない。個別機能訓練加算を算定しない場合は機能訓練指導員の配置は不要であると誤解していた。

指導・ポイント

- 機能訓練指導員を基準数以上配置すること。

#### 4 常勤職員の配置

##### 基準

指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項及び第七項において「介護職員等」という。)を常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

【基準条例第 100 条第 3 項】

##### 事例

✓ 生活相談員及び介護職員の全職員が、サービス付き高齢者向け住宅の職員としても勤務しており、通所介護事業所の常勤職員は配置されていない状態である。

##### 指導・ポイント

- 常勤の生活相談員又は介護職員を 1 人以上配置すること。
- 開設法人との雇用契約上は常勤職員であっても、サービス付き高齢者向け住宅職員としても勤務する者は、通所介護従業者としての勤務形態は非常勤職員として扱われる点に留意すること。

#### 5 管理者

##### 基準

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【基準条例第 101 条】

##### 事例

- ✓ 管理者が当該事業所の他の職務(介護職員、生活相談員等)及び同一敷地内にある他の事業所の管理者として勤務している。
- ✓ 管理者が同一敷地内にある他の事業所の管理者及び同一敷地内にある他の事業所の他の職務を勤務している。
- ✓ 管理者が指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護事業等以外のサービスを提供する事業所(宿泊サービス事業所)の従業者としても勤務している。

##### 指導・ポイント

- 管理者の兼務の範囲として適切ではないので、勤務形態について見直しを図ること。
- 宿泊サービス事業所の従業者として勤務した時間数については、指定通所介護事業所の管理者としての勤務時間数に算入できず、また、通所介護事業所の営業時間内に勤務していない日が多い場合、管理上支障があると考えられるので、管理者の勤務形態について見直しを図ること。

## 設備に関する基準

### 1 設備及び備品等

#### 基準

指定通所介護事業所に、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

【基準条例第 102 条第 1 項】

#### 事例

- ✓ 各設備について、届出の用途と異なる用途で使用していた。  
(機能訓練室とされていた部屋の一部に物品、静養用のベッドが置いてあり機能訓練を行うことができない。静養室とされていた部屋に物品・荷物が置いてあったり、職員の休憩室となっており静養できない。
- ✓ 消火器が配備されているが、使用期限が過ぎている。

#### 指導・ポイント

- 各設備の使用方法について検討し、実態と平面図を一致させるとともに、必要に応じて変更の手続きを行うこと。
- 消火設備について適切に点検を行うこと。

## 運営に関する基準

### 1 理美容サービス

#### 基準

指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画を記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなければならない。

【基準条例第 113 条 (第 20 条第 1 項の準用)】

理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。

【H14. 5. 14 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 127】

#### 事例

- ✓ 通所介護サービス提供時間内における理美容サービスに要した時間が明確でない。

#### 指導・ポイント

- 通所介護の提供時間内に理美容サービスの提供を行っているが、理美容サービスは通所介護サービスに含まれないため、理美容サービスに要した時間を明確に管理すること。

## 2 無料体験による利用

### 基準

(前略)介護給付の対象となる指定通所介護のサービスとは明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。

【基準省令解釈通知第 3 の六の 3 の(1)① (第 3 の一の 3 の(10)②を参照)】

### 事例

- ✓ 介護保険給付対象外サービスとして自主事業を実施しているが、当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていない。

### 指導・ポイント

- 自主事業の目的、運営方針、利用料等について、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定めること。

## 3 通所介護の実施場所

### 基準

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。

ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

【基準省令解釈通知第 3 の六の 3 の(2)④】

### 事例

- ✓ 通所介護計画に位置づけられていない状態が確認された。
- ✓ 効果的な機能訓練等のサービスである旨の確認ができない状態が確認された。

### 指導・ポイント

- 「あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること」「効果的な機能訓練等のサービスが提供できること」の条件を満たす屋外サービスのみ提供し、単に気分転換等を目的としたものや慰安・慰労が主な目的の娯楽性の強いもの等の屋外サービスについては介護保険外サービスとして取り扱うこと。

#### 4 通所介護計画

##### 基準

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所介護計画を作成しなければならない。

通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を作成しなければならない。

【基準条例第 106 条第 1 項及び第 5 項】

##### 事例

- ✓ 一部の利用者について、通所介護計画が作成されていなかった。
- ✓ 通所介護計画のサービスの実施状況及び目標の達成状況に係る評価の記録がなかった。

##### 指導・ポイント

- サービスの提供開始前に通所介護計画書を作成し、その内容等を利用者又はその家族に対して説明した上で利用者の同意を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。
- 通所介護計画の実施状況の把握及び評価は、記録されることによって新たな通所介護計画の作成の基礎となり、さらには居宅サービス計画の修正に資するものなので、評価を行い記録すること。

#### 5 勤務体制の確保等

##### 基準

指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

【居宅基準省令解釈通知第 3 の六の 3 の (5) ①】

##### 事例

- ✓ 通所介護従業者や管理者の出勤簿やタイムカード等がなく、勤務の実態が確認できない。
- ✓ 勤務表に通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別が記載されていない
- ✓ 職種を兼務する職員について、それぞれの職種における勤務時間が明確になっていない。
- ✓ 同一法人の事業所を兼務している職員について、勤務表が事業所ごとに分かれていない。

##### 指導・ポイント

- 勤務の実態を確認できるよう必要な措置を講じること。
- 勤務表は指定通所介護事業所ごとに作成すること。
- 通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

## 6 職員研修

### 基準

指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【居宅基準条例第 108 条第 3 項】

### 事例

- ✓ 研修の記録が確認できない。

### 指導・ポイント

- 事業所内にて研修を実施した場合や外部の研修に参加した際には記録を残すこと。

## 7 非常災害対策

### 基準

指定通所介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

【居宅基準条例第 110 条第 1 項及び第 3 項】

### 事例

- ✓ 非常災害に備えるための計画がなく、避難訓練も実施していない。

### 指導・ポイント

- 震災、風水害、火災その他非常災害に備えるための計画を策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。

## 8 衛生管理等

### 基準

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【基準条例第 111 条第 2 項】

### 事例

- ✓ 使用前のおむつ等が汚物処理室に保管されていた。
- ✓ 感染症の予防及び発生した場合の対応についてマニュアル等が作成されていない。

### 指導・ポイント

- 施設・設備の衛生的な管理に努めること
- マニュアルの整備等、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努め、必要に応じて保健所の助言、指導を求めること。

9 掲示

基準

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 113 条（第 34 条の準用）】

事例

- ✓ 掲示がされていない。

指導・ポイント

- 運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

10 秘密保持等

基準

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

【居宅基準条例第 113 条（第 35 条第 1 項及び第 3 項）】

事例

- ✓ 業務上知り得た秘密を漏らすことがないようにするための必要な措置が取られていない。
- ✓ 利用者の家族の個人情報を使用する場合に、家族ではなく利用者の同意を得ている。

指導・ポイント

- 従業者が、在職中よりも従業者でなくなった後にも、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決めるなど、必要な措置を講じること。
- 家族の個人情報を使用しているので、家族の同意を得ること。

11 広告

基準

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

【基準条例第 113 条（第 36 条の準用）】

事例

- ✓ 「無料体験実施中」「無料送迎実施」の記載がある。
- ✓ 治療効果を期待させる文章が記載されている。
- ✓ 運営規程及び重要事項説明書と異なる内容（実施地域等）が記載されている。

指導・ポイント

- 無料体験は利用者間の公平及び利用者の保護の観点から適切でないため、体験利用の利用者から料金を徴収する必要がある。料金の設定に当たっては、介護給付の対象となる指定通所介護のサービスと明確に区分されるサービスとして、次のような方法により行うこと。
  - ・ 利用者に、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
  - ・ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
  - ・ 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。
- 見学のみとする場合は広告の記載が適切でないため、記載の内容を変更すること。
- 送迎の費用は介護報酬に含まれるとされるので、広告の表現を改めること。
- 治療とは、病気やけがを治すこと、病気や症状を治癒あるいは軽快させるための医療行為、という意味である。医療行為とは、医師法により、医師および医師の指示を受けた看護師・助産師などの医療従事者のみ行うことが認められている治療や処置などのことを指し、医師等でないものの医療行為は禁止されている。通所介護の基本方針及び当該事業所の事業の目的及び運営の方針では利用者への治療は目的としていないため、広告の表現を改めること。
- 広告の記載内容を再確認し、必要な修正を行うこと。

12 苦情処理

基準

指定通所介護事業者は、その提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

【居宅基準条例第 113 条（第 38 条第 1 項及び第 2 項の準用）】

（前略）「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、（中略）事業所に掲示すること等である。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の (23) ①】

事例

- ✓ 苦情に対する措置の概要について、掲示がされていない。
- ✓ 苦情の記録が残されていない。

指導・ポイント

- 苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置の概要について掲示すること。
- 苦情を受け付けた場合は、苦情受付日やその内容に加え、その後の経過や原因の分析等も記録し、サービス向上に向けた取組につなげること。

13

事故発生時の対応

基準

指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 111 条の 2 第 1 項】

指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。(後略)

【基準省令解釈通知第 3 の六の 3 の(8)③】

事例

- ✓ 利用者が外部の医療機関で受診を要する事故が発生しているが、市町に対して報告を行っていない。
- ✓ 事故の記録はあるが、原因の解明が不十分で、かつ、再発防止策を検討しておらず、記録もない。

指導・ポイント

- 市に対して報告を行うこと。
- 発生時の状況を十分に分析し、実効性のある防止策を策定し記録すること。

14

併設医療機関の受診

基準

通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

【H15. 5. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 151 介護報酬に係る Q&A [11]】

事例

- ✓ 通所サービスのサービス提供時間帯に歯科を受診（歯科医師が往診）していた。

指導・ポイント

- サービス提供時間帯の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められないので、受診は控えること。

## 介護報酬

### 1 送迎時における居宅内介助等の評価

#### 基準

(前略)送迎時に実施した居宅内での介助等(中略)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

【報酬告示留意事項通知第2の7(1)】

#### 事例

- ✓ 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けずに居宅内介助を行っていた。

#### 指導・ポイント

- 通所介護の居宅内介助については、独居など1人で身の回りの支度ができず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けて実施すること。

### 2 中重度者ケア体制加算

#### 基準

指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

【報酬告示別表6イ～ニ注7厚生労働大臣が定める基準ハ】

Q：加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるか。

A：貴見のとおり。

【27年度報酬改定Q&A(Vol.2)問3】

#### 事例

- ✓ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していない日にも算定していた。

#### 指導・ポイント

- 配置があった日のみ算定すること。

### 3 個別機能訓練加算

#### 基準

- ② 個別機能訓練加算(I)に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定通所介護の単位(中略)の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。(後略)
- ④ 個別機能訓練加算(II)に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。(中略)その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となる。(後略)
- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容とする個別機能訓練計画を作成し、(後略)
- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、(中略)その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、(中略)利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに(後略)

【報酬告示留意事項通知第2の7(9)②④⑤⑨】

#### 事例

- ✓ 非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日についても算定していた。
- ✓ 直接機能訓練を提供する理学療法士等を配置していないにもかかわらず、個別機能訓練加算IIを算定しているケースがあった。
- ✓ 理学療法士等が直接機能訓練の提供を行っていることが確認できない。
- ✓ 個別機能訓練計画を多職種共同で作成し、評価等を行っていることが確認できない。
- ✓ 利用者の居宅を訪問し、個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明した記録がない。

#### 指導・ポイント

- 算定要件を満たしている日のみ算定すること。
- 理学療法士等が直接訓練を提供していることが確認できるよう記録すること。
- 多職種が共同で個別機能訓練計画を作成し、評価を行っていることが確認できるようにすること。
- 利用者の居宅を訪問し、個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明した際には、記録に残すこと。

### 4 認知症加算

#### 基準

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。

【報酬告示留意事項通知第2の7(10)⑦】

(前略)認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算は算定できない。

【27年度報酬改定Q&A(Vol.1)問34】

#### 事例

- ✓ 認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない日に算定しているケースがあった。

#### 指導・ポイント

- 認知症介護実践者研修等の修了者を配置している日のみ算定すること。

## 5 送迎を行わない場合の減算

### 基準

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。(後略)

【報酬告示留意事項通知第 2 の 7 (15)】

送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていない場合は減算となる。

【27 年度報酬改定 Q & A (Vol. 1) 問 61】

### 事例

- ✓ 事業者が送迎を行っていない記録があるのに、減算が行われていない。
- ✓ 通所介護計画に送迎の有無に関する位置付けがされていない。

### 指導・ポイント

- 送迎を行っていない場合は減算(過誤調整)すること。
- 通所介護計画に送迎の有無について位置付けること。

## 6 生活機能向上グループ活動加算

### 基準

(前略)具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、おおむね 3 月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね 1 月程度で達成可能な目標を設定すること。(後略)

【根拠：予防報酬告示留意事項通知別紙 1 第 2 の 7 (1)②イ】

### 事例

- ✓ 到達目標が設定されていない。

### 指導・ポイント

- おおむね 3 月程度で達成可能な目標とおおむね 1 月程度で達成可能な目標を設定すること。

7

運動器機能向上加算

基準

(前略)理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間程度とすること。(後略)

【予防報酬告示留意事項通知別紙1第2の7(2)③ウ】

事例

- ✓ 運動器機能向上計画に、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間の記載がない。
- ✓ 運動器機能向上計画が多職種共同で作成していることが確認できない。

指導・ポイント

- 運動器機能向上計画に、長期目標、短期目標、実施頻度、1回当たりの実施時間を設定し、長期、短期それぞれの目標に応じて、当該目標の達成度と客観的な運動器の機能状況について、モニタリングを行うこと。
- 多職種が共同で運動器機能向上計画を作成していることが客観的に確認できるようにすること。